

## 岡安商事純金定額積立【ゴールドビルドプラン】 約款

### 第1条（目的）

1. 岡安商事株式会社（以下「弊社」という）の純金定額積立（以下「ゴールドビルドプラン」という）は、本約款を承諾したお客様と弊社との間において金地金購入委託契約（以下「本契約」という）を締結します。お客様の委託を受け、1年間の購入期間中にわたり、弊社営業日に一定額ずつの金地金を購入し、混蔵寄託によりお預かりするとともに、お客様の購入された金地金をお客様のご指示によって、保管・引出し・売却等を行うものです。
2. 本約款は、お客様がゴールドビルドプランを利用して、弊社と取引される場合の手続き内容を定めたものです。

### 第2条（定義）

本約款における用語の定義は、次の通りと致します。

1. 「購入期間」とは、お客様が本契約に基づいて、毎月の積立購入のために弊社に金地金の購入委託をし、購入と同時に双日株式会社（以下「業務委託先」という）へ混蔵寄託する本契約の契約期間をいいます。
2. 「営業日」とは、土日祝祭日及び業務委託先指定の休業日を除く、業務委託先の営業日のことをいいます。
3. 「混蔵寄託」とは、受寄者が複数の寄託者から物の預託を受ける場合、その物を他の同種類・同質の受寄物と混合して保管し、その返還に当たっては各受寄者に対し、その寄託額と同数量の物を返還する寄託契約のことをいいます。弊社では、お客様の金地金を業務委託先へ分別保管を行う方法を取り、業務委託先が保管・管理するものとします
4. 「金地金」とは、純度99.99%以上の純金のことをいいます。
5. 「積立金地金」とは、お客様が本契約に基づいて購入された金地金をいい、混蔵寄託により、業務委託先へ分別保管されている金地金のことをいいます。
6. 「積立購入代金」とは、積立購入期間中に毎月購入するための金地金の購入代金のことをいいます。

### 第3条（本契約の申込み及び契約の成立）

1. 本約款に基づき本契約の締結をされるお客様は、弊社所定のゴールドビルドプラン申込書および口座振替依頼書（以下「申込書」という）に必要事項を記入・捺印、弊社宛にご送付して頂きます。申込書を受領後、申込確認書を送付致します。
2. 未成年者が本契約の申込みを行う場合は親権者の同意が必要となります。
3. 本契約の申込締切日は、毎月最終営業日に締め切り、お申込みを受け付けた日の翌々月第1営業日より購入を開始します。
4. 本契約は、本条第1項に定める申込確認書をお客様に発行した日をもって、本契約が締結されたものとします。

### 第4条（クーリング・オフ）

お客様は、第3条第1項に定める申込確認書を受領した日より起算し、14日以内においては、書面により無条件で本契約を解除することができます。本条項による契約の解除はお客様が当該書面を発したときに効力を発します。契約解除に係る一切の費用は弊社が負担し、お客様への損害賠償や違約金の請求を行うことはありません。

## 第5条（お客様情報の管理）

本契約の締結に際して、お申込時に提出して頂いた個人情報は弊社の「個人情報保護方針」・「個人情報の取り扱いについて」を厳守した上で、厳重に管理し、外部からの不正アクセスを防ぎ、データの流出が起こらないように万全を尽くします。

## 第6条（付帯サービス）

1. お客様は弊社との契約期間中に次のサービスを受けることができます。
  - （1）混蔵寄託による積立金地金の保管
  - （2）郵送等による積立金地金のお引渡し
  - （3）積立金地金の売却
  - （4）金貨との等価交換
2. 前項各号の内容については、第12条から第14条までの各条項に従うものとします。
3. 積立購入を休止したお客様においても、第1項に定める付帯サービスを受けることができます。

## 第7条（購入期間及び自動更新）

本契約に基づき、金地金の購入を委託する期間（以下「購入期間」という）は積立購入代金が最初に引き落とされた月の翌月の第1営業日を購入開始日とし、12カ月目の最終営業日に満了するものとします。但し、お客様より購入期間満了日の前月末日（当日が休業日の場合は前営業日）迄に本契約の解約の申し出がなされない場合は、同内容にて自動的に1年間更新されるもの（以下「自動更新」という）とし、次年以降も同様と致します。

## 第8条（年間手数料及びお支払い方法）

1. 本契約の年間手数料は、3,300円（税込）とし、1年分を前払いするものとします。
2. 新規にご加入のお客様の年間手数料は初回の積立購入代金と併せて、自動更新されたお客様の年間手数料は自動更新後の初回の積立購入代金とともに各月10日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に引落しさせていただきます。

## 第9条（積立購入代金及びお支払い方法）

1. 積立購入代金は月額3,000円からお客様のご希望により、1,000円単位でお客様がお申込時に指定されたお支払い金融機関口座（以下「指定口座」という）から自動引落しさせていただきます。尚、お客様のご希望により、所定の月に年2回1,000円以上1,000円単位で増額購入ができます。
2. 本条第1項の積立購入代金と一緒に、金地金購入のための購入委託手数料（購入金額1,000円あたり25円）を自動引落しさせていただきます。
3. 積立購入代金・購入委託手数料は毎月10日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に指定口座より、自動引落しさせていただきます。尚、本件にかかる積立購入代金等の引落業務は株式会社ジェーシービーが代行致します。
4. お客様の口座残高が引落指定日において金額が満たない場合、引落とし及び翌月の金地金の購入は致しません。
5. 積立購入代金に対する利息はつきません。
6. お客様が、積立購入代金の金額を変更される場合は、弊社所定のゴールドビルドプラン買付変更申込書に必要事項を記入かつお届け印による捺印の上、お申込みください。尚、積立購入代金の金額を変更のお申込の締切は、毎月最終営業日までに弊社が受け付けた後に確認書を送付したも

のを当月取り扱いとし、引落し金額は翌々月から、金地金の購入は翌々々月から変更致します。

#### 第10条（購入方法及び積立残高報告書）

1. 本契約は、お客様の申込金額に応じて、積立購入代金引落日の翌月の第1営業日から毎営業日に一定金額ずつ、大阪取引所金市場日中立会の始値に15円を加算した価格（消費税別）にて金地金を購入し、購入期間満了日まで継続するものとします。尚、毎日の購入金額は1カ月当たりの積立購入金額を各月の営業日で割った金額とし、端数は各月の第1営業日で調整します。
2. 金地金の購入は、グラム単位の小数点第5位までとし、以下は切り捨てます。
3. 金地金の所有権は、購入と同時にお客様に移転します。
4. 第1項に基づいて購入した金地金の購入内容は、「純金積立残高報告書」に記載して年2回（4月及び10月）、業務委託先がお客様宛にご送付致します。

#### 第11条（積立購入の休止）

1. お客様が一時的に積立購入の休止を希望する場合は、弊社所定のゴールドビルドプラン買付変更申込書に、必要事項を記入かつお届け印による捺印の上、郵送にてお届けください。尚、再度積立購入の開始を希望する場合も同様とします。
2. 積立購入休止のお申込の締切は毎月最終営業日までに弊社が受付、確認書を送付したものを当月取り扱いとし、引落しは翌々月、金地金の購入は翌々々月の第1営業日から休止となります。
3. 積立購入休止期間中も取引が継続しているものとし、第7条に規定する自動更新が発生する月にまたがる場合、弊社所定の年間手数料を口座振替により引き落としさせていただきます。
4. 再度、積立購入の開始を希望される場合は、第1項の手続きに沿って行うものとします。開始のお申込は毎月最終営業日までに弊社が受付、確認書を送付したものを当月取り扱いとし、引落しは翌々月、金地金の購入は翌々々月の第1営業日から開始となります。

#### 第12条（金地金の保管）

1. 弊社は、本契約に基づいて積立購入した金地金を、お客様が売却もしくは引出しされるまで、第1条・第2条・第6条にある混蔵寄託による方法で、業務委託先が保管・管理を致します。
2. 本契約は、お客様が持参した金地金・金貨等の現物の保護預かりはできません。

#### 第13条（金地金の引出し・等価交換）

1. お客様が積立金地金の全部又はその一部を引出す場合、弊社所定のゴールドビルドプラン引出申込書に必要事項を記入かつお届け印による捺印の上、郵送にてお申込みください。積立金地金を書留等の方法で、お客様へご返却致します。尚、弊社所定のバーチャージ（加工手数料）をお支払い頂きます。お客様は、弊社所定の保険料、送料を金地金と引換にお支払い頂くこととなります。
2. 弊社がお客様に送付する金地金の種類は1kg、500g、100g、50g、20g、10g、5gの7種類とし、大きい順の組み合わせでご返却致します。尚、引出しはお申出日の前営業日現在の積立金地金の残高の範囲で、5g以上5g単位とし、5g未満については引き続きお預かり致します。
3. お客様のご希望により、積立金地金の全部又はその一部を弊社所定の金貨と等価交換することができます。この際、引出しは金地金と同様、お申し出日の前営業日時点の積立金地金の残高の範囲となります。尚、金貨の種類、その等価交換方法は弊社が別途定めるところによるものとし、加工に係る手数料はお客様のご負担となります。

4. お客様が金地金（又は金貨）をお引取り後において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他の危険について、弊社は一切の責任を負いません。
5. お客様の金地金（又は金貨）を書留等などによりお客様にご返却した際、お引取りがない場合は、管轄郵便局または運送業者から業務委託先に返送されます。この場合、当該金地金を再度、業務委託先にて保管致します。お客様のお申し出があり次第、再度代金引換郵便等（送料および保険料等の諸費用はお客様負担）にて、当該金地金を送付致します。

#### 第14条（金地金の売却）

1. お客様は、弊社所定のゴールドビルドプラン引出申込書に必要事項を記入かつお届け印を捺印の上、郵送にてお申し込みすることで、金地金の全部または一部を売却することができます。
2. 弊社は、積立金地金1g以上1g単位で、ゴールドビルドプラン引出申込書が弊社に到着したその日の弊社店頭買取価格（大阪取引所金市場日中立会の始値に15円を減算した価格）にて、買い取ります（消費税別）。尚、13時までの到着分を当日扱いとし、13時以降到着分を翌日扱いとするため、お客様のご希望価格と差異が生じる可能性があります。
3. 売却代金は、売却完了後3営業日以内にご指定口座へ入金致します。尚、売却できる積立金地金はお申出日の前営業日時点の積立金地金の残高の範囲となります。

#### 第15条（解約）

1. お客様はいつでも当契約を解約することができます。
2. お客様は弊社所定のゴールドビルドプラン解約申込書に記名かつお届け印を捺印し、郵送にてお申込することで、解約することができます。
3. 解約の際、お客様が金地金（又は金貨）の引出しを希望する場合は、第13条の規定に沿って取扱います。尚、5gに満たない部分は、第14条の規定に沿って取扱います。但し、解約の場合は1g未満も全量売却となります。
4. 解約の際、お客様が金地金の売却を希望する場合は、第14条の規定に沿って取扱います。但し、解約の場合は1g未満も全量売却となります。

#### 第16条（届出事項の変更）

1. お客様が弊社に届けられたお名前・ご住所・金融機関口座・お届け印等に変更があった場合は、直ちに弊社所定のゴールドビルドプラン届出事項変更依頼書により、郵送による手続きを行ってください。
2. 前項の届出がないために、弊社からの通知もしくは送付書類等が延着または到着しない場合、通常到着すべき日時にお客様に上記通知が到着したものとみなします。
3. 第1項の届出がないためにより、お客様に生じた損害については、弊社は一切責任を負いません。

#### 第17条（契約解除）

1. お客様が以下の各号のいずれかに該当した場合、弊社はお客様との本契約を解除することができます。
  - (1) お申込時に虚偽の申告したとき
  - (2) 本約款のいずれかに違反したとき
  - (3) 積立購入代金及び年間手数料の引落しが3カ月できなかつたとき
2. 前項に該当し、弊社がお客様との契約を解除する場合、お客様に対しその旨を通知致します。弊

社からの通知が通常の方法を用いても連絡できない場合、通常到着すべき日時にお客様に上記通知が到着したものとみなします。

3. 第1項による契約解除通知後、第14条第2項の規定に基づき買い取り、代金はお客様のご指定口座に入金致します。

#### 第18条（譲渡及び質入の禁止）

お客様は、積立金地金及びお預り金地金の返還請求権を第三者に譲渡し、担保に供し又は質入することはできません。万一、上記の違反行為により生じた紛議等については、弊社は一切責任を負いません。

#### 第19条（不可効力）

1. 災害・事変・法令の改廃及び戦争・暴動等、弊社の責に帰すことのできない事由によりお客様の受けた損害については、弊社はその責を負わないものとします。
2. 上記の理由により、お客様との契約の継続が困難であると弊社が判断した場合、弊社は純金積立に係わる全ての業務を中止し、本契約を終了するものとし、以下の通り処理させていただきます。
  - (1) 弊社が業務を中止したときは、弊社はお客様に対して書面によりその旨を通知します。但し、弊社からの通知が通常の方法を用いても連絡できない場合、通常到着すべき日時にお客様に上記通知が到着したものとみなします。
  - (2) 弊社からの通知がお客様に到着した後、10日以内にお客様より弊社指定の手段に従ってお申し出があった場合には、弊社が業務を中止した日時点における積立金地金を第13条及び第14条に沿って、速やかに処理させて頂き、更に残代金をお客様の指定口座へ送金致します。
  - (3) 弊社からの通知がお客様に到着した後、20日を経過したにもかかわらず、お客様より何ら申し出がない場合には、弊社は通知が通常到着すべき日から20日経過した最終営業日弊社買取価格にてお客様の積立金地金の全部を買い取り、当該買取代金をお客様の指定口座へ送金します。

#### 第20条（合意管轄）

本約款に関する事項で、お客様と弊社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を当該訴訟の専属的合意管轄裁判所と致します。

#### 第21条（本約款の変更等）

本約款の内容は、事前にお客様に通知することなく任意に変更することがあります。変更した際は、内容及び変更日を本支店に掲示又ホームページに掲載等弊社で定める方法で通知します。この場合、変更日以降の取引については、変更後の内容が適用されるものとします。

#### 附則

本約款は2009年（平成21年）8月10日より適用するものとします。

本約款の改訂は2014年（平成26年）4月1日より適用するものとします。

本約款の改訂は2017年（平成29年）10月1日より適用するものとします。

本約款の改訂は2019年（令和元年）10月1日より適用するものとします。

本約款の改訂は2020年（令和2年）7月27日より適用するものとします。

## 個人情報のお取扱いについて

岡安商事株式会社

この書面はお客様の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、個人情報保護法に従いご説明するものです。

### 個人情報保護方針

当社は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために「個人情報保護方針」等を定め実行してまいります。当社の個人情報保護方針は当社ホームページ (<https://www.okayasu-shoji.co.jp>) をご参照ください。

### 個人情報等の利用目的

当社はおお客様の同意を得た場合及び法令等により、例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。

#### 1. 事業内容

金融商品取引業、金融商品取引業付随業務、その他金融商品取引法により、金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後、取り扱いが認められる業務を含む）

#### 2. 利用目的

- ①金融商品の勧誘、販売、サービスの案内を行うため。（金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務、今後取り扱いが認められる業務を含む。以下、同じ。）
- ②お客様や監督官庁への通知及び報告を含む、事務を行うための業務一切を行うため。
- ③ご本人様、代理人様、取引担当者様を確認するため。
- ④適合性の原則に照らしたサービスの提供の妥当性を判断するため。
- ⑤市場調査及びアンケートの実施による研究や開発のため。
- ⑥お客様との取引を円滑に行うため。
- ⑦採用活動及び従業者等の雇用管理に関する事務一切を行うため。

#### 3. 個人情報の第三者提供

当社は、個人情報を適切に管理し、あらかじめ情報主体（本人）の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。ただし、法令で認められている範囲内において、第三者への提供を行う場合があります。

### 個人番号の利用目的

個人番号は「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」「金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務」に限り利用いたします。（金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務、今後取り扱いが認められる業務を含む。）

### 機微（センシティブ）情報の取得及び第三者への提供

当社は「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定義される機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種、信条、門地、本籍地、保険医療又は犯罪履歴についての情報、その他の特別な非公開情報）は、法令等により認められる場合を除き、取得、利用または第三者提供はしません。また、個人番号については番号法に限定されている場合を除き、第三者へ提供致しません。（金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務、今後取り扱いが認められる業務を含む。）

### 個人情報処理の外部委託

当社が保有する個人情報の処理について外部委託するときは、必要な契約を締結し、適切な管理・監督を行います。

### 情報開示

保有個人情報等における開示等については下記、岡安商事株式会社本社及び東京本部統括店にお問い合わせ下さい。

- ①岡安商事株式会社 大阪府大阪市中央区北浜 2丁目 3番 8号 TEL06-6227-0110
- ②岡安商事株式会社東京本部統括店 東京都中央区日本橋人形町 1丁目 1番 1号 TEL03-5642-8660

### 認定個人情報保護団体

当社は個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である下記協会に加盟しております。同協会の下記窓口では、協会員の個人情報の取り扱いについての苦情・相談を受け付けています。

- ①日本証券業協会 (<http://www.jsda.or.jp>) 個人情報相談室 TEL03-6665-6784
- ②一般社団法人金融先物取引業協会 (<http://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html>)  
個人情報苦情相談室 TEL03-5280-0881

### 個人情報の保護対策

当社は当社の従業員に対して個人情報の保護のための教育を行い、お客様の個人情報を厳重に管理します。また、当社が保有するデータベースシステムについては、必要なセキュリティ対策を講じます。

# ゴールドビルドプラン申込書

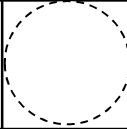
判別コード
0 0 1

店	お客様番号
1 1 6 7	0 5 0 0 0 0

岡安商事株式会社 御中  
(業務委託先 双日株式会社)

岡安商事純金定額積立【ゴールドビルドプラン】約款に従い、下記の通り申し込みます。

※太枠内に正確にご記入ください。

申込日		令和	年	月	日
フリガナ	お届け印	生 年 月 日			性別
契約者氏名		昭和	平成	令和	1.男 2.女
フリガナ					
住所	(〒 - )				
電話番号	( )	携帯電話番号	( )		
日中連絡先	( )	E-MAIL			
※送付先住所	(〒 - ) ※上記住所以外の送付先をご希望される場合にご記入ください。				

## お申込内容

毎月購入額	3,000円以上1,000円単位でご指定ください			増額購入月 * 1,000円以上1,000円単位でご指定ください		
	0	0	0	円	月	0 0 0 円
				円	月	0 0 0 円

\* 増額購入を希望する場合、増額購入する月をご記入ください。

※未成年者のお申込みには親権者ご自身の自署、捺印が必要になります。

私は契約者がゴールドビルドプランに申し込むことに同意します		住所	電話番号	( )
親権者氏名	印	契約者との続柄		

## <お客様へ>

- ご契約期間は1年です。但し、お申出のない限り1年経過ごとに自動的に継続します。
- 購入代金は毎月10日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)にお支払い金融機関口座から、購入手数料(購入金額1,000円につき25円・税込)と一緒に自動引落しさせていただきます。尚、年間手数料(3,300円・税込)は初回の購入代金と一緒に引落しさせていただきます。
- 金地金は購入代金お支払日の翌月第1営業日から、一定金額ずつ毎営業日購入いたします。購入した金地金は混蔵寄託の方法により、双日株式会社が保管し、引出等の手続きを双日株式会社に委託致します。

## <業務委託先使用欄>

検印	検印	受付印

## <岡安商事使用欄>

検印	印鑑照合	受付印

岡安商事純金定額積立

口座振替依頼書

店	お客様番号					

預金口座振替依頼書<JCBローン用>

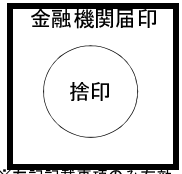
顧客番号	1	1	6	7							0	5	0	0	0	0
収納企業	株式会社 ジェーシービー						代金の種類等	純金定額積立代金								

ご契約者	フリガナ	
	お名前	

私は、上記の料金等を預金口座振替の方法により株式会社ジェーシービーを通じて支払うこととしましたので、下記記載の預金口座振替規定を確約のうえ下記口座からの振替を依頼します。

お支払い金融機関口座(ゆうちょ銀行は除く)をご記入ください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行	労金	本店
	信用金庫	農協	支店
	信用組合	漁協	出張所
指定口座	1. 普通		
	2. 当座		
		銀行番号	店番号



※左記記載事項のみ有効

フリガナ		金融機関への届け出印
口座名義		印
金融機関	振替日	毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

—預金口座振替規定—

- 株式会社ジェーシービー(以下JCBという)から貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、毎月所定日(当日が金融機関休業日の場合には翌営業日)に請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・同払戻し請求書の提出または小切手の振出しはいたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、請求書をJCBに返戻しても差し支えありません。また、振替日以降任意の日に、貴店がJCBから請求のあった金額(振替日請求額の全額または一部)を引落しのうえ支払っても差し支えありません。
- この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたりJCBから請求がない等相当の事由があるときは、特に申ししない限り、貴店はこの契約が終了したものと取扱って差し支えありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、一切私とJCBとの間で解決し貴店には迷惑をかけません。

金融機関の方へ...この依頼書の記載内容に不備がありましたら、下記該当項目に○印をつけて下記宛にご返送ください。

〒680-8790 鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1

株式会社ジェーシービー 会員サービス部 電話番号 0422-40-8170(直通) 9:00AM~5:00PM土・日・祝・年末年始休

<不備返却事由>

1. 印鑑相違
2. 預金種目相違
3. 印鑑不鮮明
4. 名義人相違
5. 口座番号相違
6. 預金取引なし
7. 支店名相違
8. その他( )

<金融機関使用欄>

検印	印鑑照合	係印

太枠内に正確にご記入ください。